

山梨県DX・アドバイザー・ボード設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山梨県DX・アドバイザー・ボード（以下「アドバイザー・ボード」という。）の設置及び運営に関して必要な事項を定める。

(目的)

第2条 アドバイザー・ボードは、山梨県におけるデジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）を推進するに当たり、民間企業等の技術、ノウハウ等を活かした助言、提案等を受けることを目的として設置する。

(構成員)

第3条 アドバイザー・ボードの構成員は、情報通信に係る専門的知見を有する者のうちから、知事が依頼する者をもって構成する。

(助言、提案等を受ける事項)

第4条 構成員は、次に掲げる事項について、助言、提案等を行うことができる。

- (1) DX推進のため取り組むべき事業又はその構想に関すること。
- (2) 前号に掲げるものの実現方法に関すること。
- (3) その他本県のDX推進に必要となること。

2 構成員は、必要に応じて、当該構成員の所属する民間企業等の従事者を指定して、前項に掲げる助言、提案等を行うことができる。

3 前2項に規定する助言、提案等は、会議を開催して、又は必要に応じて個別の面談、電話、電子メール等の方法により受けるものとする。

(会議の開催)

第5条 前条第3項に規定する会議は、必要に応じて知事が招集し、DX・情報政策推進統括官が進行する。

2 知事は、必要があると認めるときは、会議の議題に関係する者について、会議への出席を依頼し、意見を求めることができる。

3 DX・情報政策推進統括官は、会議の議題に応じて、関係する部局の職員の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 アドバイザー・ボードの庶務は、DX・情報政策推進統括官において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザー・ボードの設置、運営に関し必要な事項は、DX・情報政策推進統括官が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月27日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年10月23日から施行する。